

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年12月25日
発信課	子育て支援部主幹付
担当者	橋本 由宇
連絡先	電話 0166-26-5500
	FAX 0166-26-5508
	E-mail orangeribbon@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	1月12日
発表項目 (行事名)	第5回旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会の開催
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>【懇談会の設置目的】 本市における児童虐待防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後の児童虐待防止の取組強化に係る検討を推進するため。</p> <p>【日時】 令和3年1月12日(火) 18時30分～(90分程度)</p> <p>【場所】 旭川市子ども総合相談センター 2階 研修・会議室2</p> <p>【第5回懇談会のテーマ】 旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針(骨子案)について</p>
添付資料	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ・ 懇談会要綱
報道(取材)に当たってのお願い	
備考	

旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における児童虐待防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後の児童虐待防止の取組強化に係る検討を推進するため、旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 本市における児童虐待の現状及び課題に関すること。
- (2) 北海道旭川児童相談所との連携に係る現状及び課題に関すること。
- (3) 本市における児童虐待防止の取組強化に関すること。
- (4) 本市独自の児童相談所の在り方に関すること。
- (5) その他児童虐待防止に関し必要な事項

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 旭川市子ども・女性支援ネットワークの関係機関等に属する者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。ただし、参加者が必要と認めたときは、子育て支援部において進行役を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、子育て支援部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月22日から施行する。